

公立大学法人広島市立大学非常勤役員等業務災害補償規程

平成22年4月1日

規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の非常勤役員等の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常勤役員等)

第2条 この規程において「非常勤役員等」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けない者をいう。

- (1) 非常勤の理事
- (2) 非常勤の監事
- (3) 公立大学法人広島市立大学定款第18条第2項第3号に規定する経営協議会の委員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が定める者

(補償の実施)

第3条 法人は、非常勤役員等についてこの規程に定める補償の事由が生じた場合は、当該非常勤役員等又はその遺族に対し、補償を行うことができる。

2 法人は、非常勤役員等について、業務又は通勤により生じたと認定される災害が発生したときは、補償を受けるべき非常勤役員等又は遺族からの請求に基づき、その災害が業務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、業務又は通勤によるものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知するものとする。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第4条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項については、別に定めるもののほか、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年広島市条例第45号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。